

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院では、病院に関わる全ての人達を感染から守るために「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を基本とした感染対策と感染経路予防策を実践しています。また、病院内外の感染情報を広く収集し、院内感染の危険性及び発生に迅速に対応いたします。院内発生が発生した事例については、速やかに予防の実施及び評価を行い、院内感染対策の改善に努めます。

2. 院内感染対策のための取り組みについて

1) 院内感染対策委員会に関して

院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなどの院内外感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内感染防止対策委員会を設置しています。委員会は月1回以上、または必要時には随時開催します。

2) 院内感染対策チーム（ICT委員会）に関して

院内感染防止対策委員会の実働として、ICT委員会が設けられています。現場の改善に関する介入、現場の教育・啓発、アウトブレイクあるいは異常発生の特定制圧等にあたります。異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案・実施するために全職員は周知徹底を図ります。

3) 院内感染対策に関する職員研修に関して

全職員を対象とした感染対策に関する研修会を年2回以上開催しています。また各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員への周知や指導を行います。

4) 感染症発生状況の報告に関して

院内感染症が疑われる事例が発生した場合には、ICTが速やかに現状の確認、調査、感染対策の徹底等を行い、感染拡大を防止します。

5) 院内感染発生時の対応に関して

院内における感染症患者が発生した場合は、臨時の院内感染対策委員会を招集し、感染経路の遮断と共に、ご家族や外来患者様への拡大を防止するように努めます。また必要に応じ保健所へ報告し、速やかに連携し対応します。

6) 患者様への情報提供について

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く情報提供を行います。併せて、患者様とご家族の方に感染対策に為の手洗いやマスク着用等の協力をお願いします。

院内感染防止対策委員長